

## 新たな一部事務組合の設置について

## 1 新たな一部事務組合の名称

(仮称) 盛岡広域環境組合

## 2 盛岡広域環境組合同約(案)の概要

## (1) 組織及び区域(第2条、第3条第2項関係)

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町(以下「関係市町」という。)で組織し、関係市町の区域とする。

## (2) 共同処理する事務等(第3条第1項関係)

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務

(ア) 一般廃棄物処理計画(他団体(関係市町及び関係市町が加入する他の一部事務組合をいう。以下同じ。)の策定に係るものを除く。)の策定に関すること。

(イ) ごみ処理施設(他団体の設置、管理及び運営に係るものを除く。)の設置、管理及び運営に関すること。

(ウ) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。(エ)において同じ。)の中継運搬に関すること。

(エ) 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物(他団体の処理に係るものを除く。)の処理に関すること。

イ エネルギー利活用施設(ごみ処理施設から発生する熱エネルギーを回収し利活用する施設をいう。)の設置、管理及び運営に関すること。

ウ 関係市町間の一般廃棄物(関係市町において一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物であって、定期的に収集され、組合が設置する施設で処理されるものに限る。)の収集及び運搬(中継運搬を除く。)に要する費用の負担調整に関すること。

## (3) 議会の組織(第5条、第6条関係)

ア 議員の定数 20人(関係市町議会議員のうちから次表のとおり選挙)

市町名	盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町	合計
議員数	5	2	3	2	2	2	2	2	20

イ 議員の任期 関係市町の議員の職にある期間とする。

(4) 執行機関の組織（第11条関係）

ア 管理者 1人（盛岡市長）

イ 副管理者 8人（関係市町（盛岡市を除く。）の長及び盛岡市副市長）

(5) 関係市町の経費負担（第14条関係）

経費区分		負担割合等
新組合が行う事務 （エネルギー利活用 施設に関する事務を 除く。）に係る経費	組合設置の日からごみ処理施設の 供用開始の日の前日までの経費	均等割 100分の10 人口割 100分の90
	ごみ処理施設の供用開始の日以後 の経費	利用割 100分の100
エネルギー利活用施設に関する事務に係る経費		盛岡市 100分の80 盛岡市を除く7市町 100分の20 （7市町間の内訳は人口割）

(6) 施行期日 知事の許可の日（令和5年2月を予定）

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月 関係市町議会（規約案の議案を上程）

令和5年1月 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（規約案の決定）  
組合設置に係る知事への許可申請

令和5年2月 盛岡広域環境組合設置（知事の許可の日）

令和5年3月 関係市町議会での組合議員選挙

令和5年4月 組合議会臨時会（正副議長選出、組合条例の制定、組合予算の議決等）